

第11回教育委員会会議

1 日時 平成30年5月15日 火曜日 午後3時30分～午後4時25分

2 場所 大阪市役所屋上会議室

3 出席者

山本 晋次 教育長

林 園美 教育長職務代理人

森末 尚孝 委員

平井 正朗 委員

内藤 和彦 教育次長

花田 公絵 旭区長兼区担当教育次長

大継 章嘉 教育監

金谷 一郎 顧問

多田 勝哉 総務部長

水口 裕輝 指導部長

盛岡 栄市 中学校教育担当課長

山野 敏和 総務課長

有上 裕美 総務課担当係長

川本 祥生 教育政策課長

橋本 洋祐 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

(1) 林職務代理人より開会を宣告

(2) 林職務代理人より会議録署名者に平井委員を指名

(3) 議題

議案第52号 大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の設置等について

議案第53号 平成31年度校長公募について

報告第3号 平成29年度争訟事務の委任に係る報告について

なお、議案第52号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、報告第3号については会議規則第6条第1項第2号及び第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第53号「平成31年度校長公募について」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

校長公募は、大阪市立学校活性化条例第10条の規定に基づき、平成24年度から実施しており、本年度で7回目である。平成26年度に大幅に見直しをした選考方法で本年度も行う予定である。昨年度からの大きな変更点はなく、応募資格について、昨年度と同様に年度末で任期が満了する任期付校長の受験を可能としている。小中学校共通の募集予定人数は、定年退職者の増加により、昨年度の40名程度から50名程度としている。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 応募資格に記載の「管理職の経験を有する人又はそれと同等以上の経験を有すること」について、もう少し説明していただけますか

【松田課長】 組織におけるマネジメント経験を有することを条件としています。また、役職等において、そのような経験があればよいとしています。

【平井委員】 管理職といっても、企業によっては2人の部下でも管理職と言うかもしれませんが、その点について明記されたほうが良いと思いますが、どうですか。

【松田課長】 実際の選考において、その点を考慮して審査していくことを考えていますので、表現についてはこの形でしています。

【平井委員】 文言を修正してはどうですか。

【井上部長】 実際の受験者を見ますと、非常に小規模な企業で個人営業的にやっているところでは、部下が2、3人でも、経営には完全に携わっているという方もいますので、内容をよく吟味した上で、ということにしています。

【平井委員】 内容を吟味というのは誰がするのですか。

【井上部長】 1次審査から3次審査までにおいて、職務の経歴書や履歴書を確認して

います。

【平井委員】 民間校長についてはさまざまな課題もあるわけですので、こちらから質問をした場合に的確に答えられるよう、よろしくお願いします。

【井上部長】 わかりました。

【異委員】 今回、選考に変更なしということですが、去年までの選考方法から、事務局として課題などの見直し、改善という議論はされましたか。

【松田課長】 受験者の増加のため、PRの強化を考えています。いかに選考をPRして志願者を増やすのか、今後も引き続き検討を進めていきたいと考えています。

【異委員】 年間の志願者は、ここ3年間ぐらいどういう応募状況ですか。

【松田課長】 この3年間の応募者数では、平成27年が67名、平成28年が56名、平成29年が54名と推移しています。

【林委員】 始めたころには非常にセンセーショナルで宣伝効果もあってたくさんの応募者がありましたが、年々低調な状況になっています。応募してくれる方の質を上げるためのアイデアなどはありますか。

【松田課長】 従来のポスター掲示等に加え、フェイスブックでも発信をしたいと思っています。昨年まではポスター掲示や説明会、ツイッターをしていましたが、それに加えて新たな情報システムを使った発信もしていきたいと思っています。

【林委員】 大阪はずっと教育改革を進めてきましたが、制度も落ちつきつつありますし、現場でも非常に難しい状況は減ってきているというニュアンスのことが発信できればと思いますので、また工夫してよろしくお願いします。

【平井委員】 資料に「原則として営利企業等その他の団体役員の地位と兼務することができません。」と記載があります。書いてある趣旨はよくわかりますが、今、日本ではクロスアポイントメント制度により国立大学の教授と私立大学の教授を兼務することも可能になっています。そういった実態も踏まえて、昨年どおりでなく、働き方改革もありますので、また教育委員会会議でそういったことも議題として上げてください。そこでまたいろいろと検討したいと思いますので、よろしくお願いします。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第52号「大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の設置等について」を上程。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

咲くやこの花中学校及び水都国際中学校を含む大阪市立中学校の平成31年度使用の「特別の教科 道徳」の教科用図書及び水都国際中学校の「特別の教科 道徳」以外の全教科の採択に当たり、執行機関の附属機関に関する条例第1条に基づき教科用図書選定委員会を設置し、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則第2条第2項に基づき、次表に掲げる者に教科用図書選定委員会委員を委嘱することとする。

委員の構成については、保護者として市PTA協議会より4名、学校協議会委員より1名、校長より4名、学識経験者として2名、区担当教育次長より1名、教育センターより4名で組織している。任期については、設置期間である委嘱の日から諮問に係る教科用図書が採択される日までとしている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第3号「平成29年度争訟事務に係る報告について」を上程。

多田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

争訟事務委任規則第1条により、大阪市教育委員会の権限に属する事務のうち、争訟に関する事務は教育長に委任することとされており、この規則第2条により、前年度における事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告することとされている。報告の件数は7件である。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 指導改善研修の実施を決定したことに対して取り消しを求める審査請求が記載されていますが、指導改善研修の実施については行政処分として捉えているのですか。

【有上係長】 大阪市としましては、指導改善研修は指導力の向上を目的とした研修であり、不利益処分ではないという主張をしていました。しかし、地方裁判所の判決では処分性があるという判断で棄却となっています。今後の対応は検討中です。

【森末委員】 わかりました。弁護士の委任については、どういう方針で、委任をお願いしているのですか。

【山野課長】 大阪市の訴訟代理人の指針に基づいて選任しています。

【森末委員】 わかりました。

(5) 山本教育長より閉会を宣告